

34-3  
2-14

昭和二十四年一月

山崎 135

教育刷新委員会建議 第三集

教育刷新委員会



ま 之 が  
一 本集は第二集に續き昭和二十三年七月十六日第七三回総会よ  
り昭和二十四年一月十四日の第八七回総会にて審議を行い決  
議した事項を内閣総理大臣あて建議したものを本集録した。  
一 本集は建議順に記載した。  
一月十八日

目次

第二十回 建議事項

科予研究者養成に關すること

第二十一回 建議事項

大學の國公計画的配置について

第二十二回 建議事項

一 私立學校法案について

二 日本芸術院について

第二十三回 建議事項

青少年社会教育の振興について

第二十四回 建議事項

所謂低俗文化の排除について

第二十五回 建議事項

大卒法試案要綱について

第二十六回 建議事項

二年又は三年制の大學について

第二十回 建議事項

第七三回 總會(七月五日)  
昭和三年六月十九日 建議

科学研究者養成に関すること(昭和二十三年七月十六日 教育刷新委員会第七回総会)

教育ならびに研究を職とする者はもちろん社会各方面において精深な学術を基礎として活動すべき優秀な人材を養成するがために学校体系の内外において科学研究者養成の方策を確立することが必要である。

第一 大学院

学校体系の内においては、主として大学院を拡充強化して研究者の養成に当らせ、これについては次のことが所要である。

1. 大学院は大学教育の延長ではなく、前文の意味における学術研究者を養成する機関であつて、すべての施設はこの本質に準拠して計画されなければならないこと。
2. 相当の指導力及び研究施設を有する大学には、大学院を置き、設備を拡大し、学部教職員の数を増加して大学院の指導力を強化すること。
3. 入学資格は、学士又は大学において適当と認めたる者とする。大学院の学生は、その本質上これを研究生と呼ぶこと。

4. 研究生はその研究に關しては、指導教授の指導を受けること。

但し大学において、指導要綱様のものにより、在学の更新、研究報告等に關する定をなし、又研究生のため特別講義等を設けることができる。

5. 学術上有益な研究成果を挙げ、論文を提出し、制規の審査に合格した者には、博士の学位を授與すること。但し学位には、これを授與せる大学の名をかんすること。

6. 大学内の研究所の職負ならびに設備は、できる限り大学院にこれを利用すること。

大学相互は、もちろん、学外の官公私の研究所で適當なものは、委託等の方法により、できる限りこれを利用すること。

7. 従来の特別研究生制度を刷新し、特別研究生に一定の身分を與え、生活費を支給する等の方法を講ずること。

8. 研究費については、研究事項に應じ、充分にこれを支給する道を確保すること。

## 第二 研究所その他

1. 科学研究者養成のことは、官公私各種の研究所において研究の進行とともにおのずから行われることが多いのであるから、成績のすぐれた研究所又は所員に対しては、研究費として充分の国費を與えて研究の振興を図るとともに、研究者養成に力を注がせること。

2. 大学における助手、副手の制度を研究者養成に適するように刷新すること。

3. 大学の専攻科については、研究費を支給してこれを助成するはもちろんで、逐次重畳的にその施設を強化すること。

4. 専攻科の学生については、第一のク項を準用すること。

4. すべて科学研究所費等の国庫補助については、日本学術会議の議決を権威ある審査を経て、これを行うこと。

5. 科学研究者養成の目的をもつて、大学の学生、卒業生、その他一般より選抜して外国留学をなさしめること。

6. 内地留学又は委託等の方法により、各種研究所学校等の職員は

研究事項に應じ互に他の研究所、学校等において研究することとを盛ならしめること。

## 第三 科学研究者の待遇

優秀な人材を集め研究に専念させるため、科学研究者の待遇を改善すること。

第二十一回 建議事項

第七回總會(七月三日)  
昭和三年七月二十六日建議

大学の国土計画的配置について

(昭和二十三年七月二三日  
第七回総会採決)

新制大学の国土計画的配置については、各地方の人口、産業並びに民度等の特殊事情を十分考究した上でこれを決定すべきであるが、急を要すべき事情に迫られていたので、各地方の人口をまとり現在における各地方の大学、高等専門学校在学者数の実情を勘案して、別紙のような新制大学の国土計画的配置の資料を審議したものである。即ち人口のみより見た理想配置としては第一表及び第二表によるべきであるが、大学施設の東京、京都、大阪に偏在する実情も無視しえない立場から第三表による配置を次善の方途と考へる。大学の配置は必ずしも校数によるべきでなく、その收容人員にあること、勿論である。本委員会は、大学の国土計画的配置に關し、第一表及至第三表を参照し、適正なる是正方針策定の指針とせられんことを切望する。

大学の国土計画的配置について

戦後におけるわが國の新制大学の計画がさかざる雜然とした現状に

あることを考へて、これをできるだけ適正なものとするのが、刻下極めて重要なことと考へられる。

現在官公私立の大学、高等専門学校の総数は六〇校以上にも及んでゐるが、これらを無方針に大学に轉換させることは、わが國今日の経済状況に鑑みずさかざる困難なものといわざるをえない。加ふるに、現在これらの施設は東京、京都、大阪の大都市に偏在し、地方の青年をとりて安易に就学させるには、極めて不便な状態にある。この様な事實から、本委員会において、次のような一般的目標とこれの運用上の指針とを考へたのである。

第一、全國の官公私立の大学、高等専門学校の在学者総数は四六〇九六八(昭和二十四、三〇現在)であり、この在学者の年齢に相當する年齢層一八〇一三二(昭和二十四、二六現在)なおこれはわが國総人口七三、二四、一三六八(昭和二十四、二六現在)であるから、高等専門学校以上の在学者は同年齡層の人口の五、三六%にあつてゐる。

アメリカ合衆國においては、大学在学者総数が一、四九三、三〇五人(一九四三、一九四四年度)であり、これに相當する年齢層一八、二二、二の四年間人口九、三三、

〇〇〇人に対し一五、四％にあつてゐるのに比べれば、わが國のそれは相當依位にあたるものと認められる。

次に六学を除いた高等専門学校の在学者数だけについて考察すると、この数は三八四、三六八人(昭和三四、三〇現在)であり、これに相當する年齢層一八一、二〇五の三年間の人口四、四六九、五六〇九人(昭和三四、二六現在)に対しては八、一八％にあたる。

このような考察から従来の高等専門学校に入学できることと同様の安易さで、新制大学に入学できるようにするためには、大体この八、一八％の比率を目標とすべきであろう。故に新制大学に相當する年齢層一八一、二〇五の人口は六、一九八、五六三人であるから、この八、一八％にあたる数は五〇七、一六七人となるのである。

この数字を現在の大学、高等専門学校在学者総数四六、〇九六に比べてみると、年齢層と在学者実数とを併せ考えれば、約二五％の増加になる。

尚八、一八％という目標は今後わが國の経済状態の向上に任つてできるだけ

これを高めることが望ましい。

第二、第一の考察によつてえた五〇七、一六七人を各地方の人口に均等に配分するに依り、理想的配置の方式によつて都道府縣別に配分すること、当該都道府縣に設置すべき新制大学の収容定員は、官公私立を通じて別紙第一表の通りとなる。更にこれを地区別カホクに分類して配分すると第二表の通りとなる。

但し右は單に人口だけを對象として配分したもので、他の條件を含めていない。

第三、かかるに東京、京都、大阪の三都府における大学、高等専門学校在学者の現在の総数は官公私立を通じて二六、一九八七人であつて、全國総数の五五％弱にも及んでゐる。よつてこの数を全体から除外し、その残りを各道縣に人口に比例して均等に配分するものとすると、別紙第三表の通りとなる。

従つて第三表に現われた数字は、大学、高等の大都一市集中の弊を少くもきよう正してゐないものである。



本委員会としては、現在において第三表のような配分もあるほ止むを得ないとしても、できるだけ速かに第一表或いは第二表の配分に近づくことを希望するものである。

第四、第一、第三、第二の諸表は、単に新制大学の收容学生生徒数に於てだけ考えたものであるが、この外専攻部門別に考慮を拂わなければならぬことは勿論である。しかしながら各都道府縣毎に、それぞれあらゆる専攻部門に対する大学の施設を整備することは、実際上はほとんど不可能のことである。これに関しでは、できる限り各地区別に考慮することが必要である。

これを要するに、新制大学の配置については、学生生徒の大都市集中の現状を矯正するように考えながら各地の尺度及び各地方の社会経済的諸條件等の特殊事情を考慮し、更に各地区別の専門部門の配置を考え、第三表を適当に補正してゆくべきものと考へる。

第五、今後新たに施設を整備して大学を新設する場合には、

都市集中の弊をきよく正すため、東京、京都、大阪の三都府は勿論その他の地区においても、第一乃至第三表を参照の上、既に過大の大学、高等専門学校在学者を有する地区ならびに縣に於ては、これが新設を抑制することが望ましい。

第六、次に実際上の方針としては、なお次の事項を参照することが望ましい。

- (一) 地区の中心たる大都市の国立総合大学には、なるべくすべての部門を網羅して、その地区の文教の中心たらしめること。
- (二) 各都道府縣には、なるべく複合大学(或は連合大学又は協定大学等)以下單に複合大学と称す)をおさし、その都道府縣の文教の中心たらしめること。
- (三) 各都道府縣の複合大学には必ず学芸学部若しくは文理学部をおさし、教員養成を兼ね行わしめる事。
- (四) 各都道府縣の複合大学には、なるべく農学若しくは農学部の講座又は農学研究所をおさし、地方農業の発達に資すること。
- (五) 各都道府縣の複合大学には地方の実情に應じ、農業の外、他の産

業部門の学部若しくは講座又はその研究所をおき、地方産業の発達に投資すること。

(水産、蠶糸、紡織、金属、電気、機械器具、化学、窯業、食品、鉱業等)

(六) 各都道府県の複合大学の醫學部は、地域人口の分布に應じ、なるべく均等の配置を期し、各地域保健の中心たらしめること。

(七) 教育施設の関係については「教育刷新委員会第五回建議事項」(文教施設の整備に関すること)を参照すべきこと。

第七 以上の結果から試みにこれを東北六縣について考察すれば、その現状は概ね第四表の通りである。

即ち、東北六縣の大学、高等における現在の在学者数は二五、七三四人であり、この数は第一表による割当数五六、七二七人の四五%にあたるにすぎないし、第三表より計上した東北六縣の割当数二八、三五人よりも尚二、七八一人少ない現状にある。

このような実情に思いをいたすならば、東北地区の高等教育機関

は、全体として尚これを整備、補充する余地があるものといわなければならぬ。

次にこれを専攻部門別にみると、教養養成諸学校の在学者数は全体の三三、五%となっており、この部門が全國の百分比に比べて特に高く法文経の文科系部門と高校及び一般専門の部門とが極めて低いことに注目される。よって東北地区の特殊事情を考慮した上で、この兩部門の補充が特に問題の焦点となるわけである。

第三十二回 建議事項

(第七回總會(七月三日)  
昭和二十二年八月建議)

一 私立学校法案について

(昭和二十三年七月三〇日  
第七五回総会採択)

公立学校に対する教育委員会法の施行に伴い、私立学校に対しても、都道府県私立教育委員会を設置する必要がある。よって、この際左記事項を内容とする私立学校法を至急制定すること。

一 各都道府県教育委員会と併列して、都道府県私立教育委員会以下私立教育委員会とついでを設け、高等学校以下の私立学校及私立の各種学校の教育行政を所掌すること。

二 私立教育委員会は、私立学校の代表者のうちから、それらの代表者によって選挙された者三名、私立学校在学幼児児童生徒の保護者の代表者のうちから、それらの代表者によって選挙された者一名、都道府県議会議員のうちから、議会において選挙された者一名及び学識経験者のうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を終って任命した者二名を以て組織すること。

三 私立教育委員会の権限は、私立学校(私立の各種学校を含む)の設

置、廃止の認可を行うこと、閉鎖を命ずること及び設備、授業の変更を命

ずること。並びに教科用圖書の検定、教職員の免許状の発行、私立教育

委員会規則の制定、改廃等の事項とすること。

四 私立学校の教職員が政令に法令の規定に違反した場合には、私立教育委員会は、学校に対して、これを罷免を命ずることができること。

五 私立教育委員会と都道府県の教教育委員会との連絡については、特に考慮すること。

六 私立学校法に盛り込むべき学校法人の組織、免税、補助等については、教育刷新委員会第十七回総会採択「私立学校に関すること」によること。

なお、私立学校法とは別に、私立学校教育の恩給制度を設け、国及び地方公共団体はこれに対し、適当な助成をなすこと。

二、日本藝術院について、

(昭和二十三年七月三日  
第七十五回総会採択)

日本藝術院の現在の組織及び制度について検討したが、次のような事項  
について改訂を加えることを必要と認める。

- 一、日本芸術院の功績顕著な藝術家を処遇する。藝術に関する最高の栄譽  
機関として、藝術に関する重要な事項を審議し、必要な事業を行う。  
又文部大臣に藝術に関する重要事項について建議する。
- 二、院長の任期を三年とし、会員に対しては年金を出すこと。

第二十三回  
第二十二回  
建議事項

(第七次回終會八月三日)  
昭和三年八月十四日建議

青少年社会教育の振興について

(昭和二年八月二三日  
第七回総会採択)

青少年は、次の時代を双肩になうべきもので、その育成指導につき一層重大な関心を示すべきものを認められるが、政府は左の諸点につき善処せらるるよう要望する。

- 一、青少年の教育につき官民各機関の相互連<sup>絡</sup>を一層密にし、青少年教育指導者の養成、青少年教育施設の拡充に努めること。
- 二、新制高等学校は全日制及び定時制を合せて、なお中学校の全卒業者を收容するに足らず、又通信教育生にもその定員に制限がある、この現状にかんがみ、たゞ高等学校を設置せられては、町村の小学校、中学校又は公民館に十五才位より二十才前後の青少年の補充的教育機内として、定期の青年講座又は社会学級青部等を附設し、学費若なき青少年に健全娯樂を興えんと共に、実生活に即した教育の機会を提供すること。
- 三、青少年問題に関する根本的総合研究を行い、青少年の教育の振興を図るため速かに青少年研究所(假稱)を設置すること。
- 四、青少年指導者の養成に努め、各地に適當な施設を講じて青少年指導者に対する研鑽の機会を提供すること。
- 五、青少年の自主的組織による相互修養、相互研究の奨励、青少年の実態調査の実施、適切な指導資料の作成、配布等により青少年団体の健全な発達を図ること。
- 六、市町村学校等に校外における青少年の指導を担当する社会教育専任教員を設置し、青少年校外における指導の徹底を図ると共に、年長者の年少者に対する愛護活動の促進、児童愛護班組織の整備を図ること。
- 七、青少年教育振興のため、学校と社会との連携を密にし、学校として、名実共に社会の学校たらしめる。教職員並に父兄の社会教育に對する関心を強めること。
- 八、青少年特に学徒の不良化防止のため、青少年教護に關する調査研究、教育施設の充實、教育態勢の改善、父兄と先生の会、組織の整備との活はつな運用、スポーツ、娯樂等に關する適切な指導、俗文化の排除と優良文化の供給等、各校にわたる社会教育振興の方策を實現する事。

第一表 推定新制大學生者数の府縣人口に對する比例割當數表

比例割當數算出方法の説明

1.  $\frac{\text{高學在學者總數}}{18才-20才の人口總數} = \frac{384,368}{4,695,609} = 0.0818$

2. 各都道府縣の18才-20才の推定人口  $\times 0.0818 =$  各都道府縣の人口比例割當數

都道府縣名	大學生在學者數	比例割當數	都道府縣名	大學生在學者數	比例割當數
北海道	11,631	24.195	長滋京大	4,659	14.072
青岩宮秋山	2,513	7.556	野賀都	1,814	5.766
森手城田形島	3,865	8.443	阪庫良山	39,277	11,251
福茨枌群埼千東神	10,972	10.142	和奈歌	35,968	20,644
梨阜岡知重鴻山川井	2,556	8.295	島根山島	13,895	19,604
山岐靜愛三新富石福	3,674	8.982	取根山島	2,860	5,164
	2,553	13.309	島岡広山	2,643	6,473
	4,941	13.463	徳香愛高	2,185	3,867
	3,315	10.430	福佐長熊大宮鹿谷	2,356	5,889
	2,015	10.576	岡賀崎本分崎島	4,391	10,673
	2,093	14.071	知	9,644	13,190
	9,436	13.933	媛	5,272	9,541
	1,867,992	29.017	知	2,554	5,753
	12,334	14.012	媛	2,066	6,051
	2,549	5.528	知	4,732	9,577
	3,956	10.016	知	2,065	5,535
	4,701	15.647	知	16,743	20,162
	13,523	20.244	知	2,061	5,943
	3,122	9.516	知	3,867	9,836
	5,040	16.140	知	6,570	11,320
	2,958	6.470	知	2,185	7,974
	5,549	6.085	知	2,375	6,644
	1,982	4.826	知	5,894	11,305
			知	4,76,096	507,165



第二表 推定新制大学在学者数の地区人口に対する比例  
割当数表

此例割当数の算出方法の説明 第一表と同様の方法に依る

地区名	都道府県名	大学 高専 在学者 の 現在数	比例割当数
北海道	北海道	11,631	24,195
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	26,133	56,727
関東	山梨、山梨、静岡、愛知、三重	220,926	105,550
北陸	新潟、富山、石川、福井、長野	27,851	60,986
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	20,188	47,593
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口	96,401	68,902
四国	徳島、香川、愛媛、高知	21,028	43,160
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	11,417	24,916
合計		39,695	73,124
		476,096	507,165

第三表 第一表より東京、京都、大阪の三都府の大学高等  
 在学者数を除いた各道県に割り当てる数表

本表の比例割当数算出方法の説明

(1) 大学高等在学者総数 - 東京、京都、大阪の在学者総数 =  $\frac{476,096 - 261,987}{73,114,136 - 8,178,121}$   
 日本総人口 - 東京、京都、大阪の総人口

$= \frac{214,109}{64,332,925} = 0.00333$

(2) 各道県人口 × 0.003334 = 三都府を除いた各道県の人口に比例割当数

道県名	1947年現在 の現在数	比例割当数	道県名	大学高等 の現在数	比例割当数
北海道	11,631	11,650	長野	4,659	6,1755
青森	2,513	3,621	滋賀	1,814	2,768
岩手	38,65	4,053	京都	39,227	-
宮城	109,92	4,869	大阪	35,968	-
秋田	2,556	3,382	兵庫	13,895	9,411
山形	3,694	4,312	奈良	2,860	2,479
福島	2,553	6,389	和歌山	2,643	3,108
茨城	4,941	6,463	鳥取	2,185	1,856
栃木	3,315	5,007	島根	2,356	2,827
群馬	2,015	5,077	岡山	4,391	5,124
埼玉	2,093	6,755	広島	7,644	6,332
千葉	9,236	6,689	山口	5,272	4,580
東京	1,867,92	-	徳島	2,554	2,762
神奈川	1,23,34	6,726	香川	2,066	2,905
山梨	2,549	2,654	愛媛	4,172	4,598
岐阜	3,956	4,809	高知	2,065	2,657
静岡	4,701	7,526	福岡	16,743	9,679
愛知	13,523	9,921	佐賀	2,061	2,853
三重	3,122	4,568	長崎	3,867	4,722
新潟	5,040	7,748	熊本	6,570	5,434
富山	2,958	3,106	大分	2,185	3,821
石川	5,549	2,921	宮崎	2,375	3,190
福井	1,982	2,317	鹿児島	5,894	5,427
			合計	476,096	214,257

第四表

東北六縣の縣別學校別學政部門別學生生徒數額(昭和22.6現在)

縣別	學校名	文化系		理科系			師範	一般	合計			
		法文	總計	理	工	農				醫	計	教員
青森縣	弘前高等師範						327		1049	781	181	327
	青森師範								134			1049
	青森北女子學堂						54					134
	弘前女子學堂						381					168
	弘前女子學堂								1183			54
	弘前女子學堂								949			2513
	弘前女子學堂											
	弘前女子學堂											
	弘前女子學堂											
	弘前女子學堂											
岩手縣	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
	大森高等師範											
山形縣	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
	山形高等師範											
秋田縣	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
	秋田高等師範											
福島縣	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											
	福島高等師範											

合計	1321	681	2002	522	5491	698	3271	14182	8466	5382	26.032
綜合計(1951年以前)	571	2.6	1111	2.0	22.1	34.	12.6	39.1	32.5	20.7	100
備考	資料一、大學及高等諸學校一覽(昭和22.4現在推定)										

第二十四回 建議事項

(第十七回 總會八月三日  
昭和三年八月三日建議)

社会教育と宗教との関係について

(昭和二年八月二十七日)  
次七七回総会採択

- 一、 現下思想的、経済的に混乱せる社会において、人々が健全な宗教的自覚に立ち、その自覚により働き出るようこそを以て、相互敬愛と和やかな明るい社会生活の具現に努力することが緊要である。
- 二、 健全な宗教的雰囲気は社会に充溢すれば、青少年は善導され、社会に善毒を流す呪術的慣行はあらず、かう除去されてあらう。
- 三、 従来我が國の社会教育においては、宗教的要素が微弱であり、又宗教団体の社会的教化活動も不十分であるに鑑み、前者の刷新を望むと共に、後者が及者自覚を深め、且つその社会的活動を容易ならしめる環境を整正えることが望ましい。仍つて、われわれは社会教育と宗教との関係について、次のような諸事項の實施されることを要望する。
- 一) 学校および公民館を始めとして、その他公共の図書館、博物館、等の施設は、もとより特定の宗教のための儀式行事等は、集會等に使用せしむべきではないが、たとひ宗教に關することであつても、單なる講演、演會、座談會等のために、政党その他一般に貸す場合と同じ條件の下に使用せしめて差支ないようすること。
- 二) 公民館および託、その他の公共的施設にゆたかな宗教的情操を養うに適した圖書、雜誌および藝術的作品等の資料を備へること。
- 三) 新聞・雜誌等の公共刊行物およびラジオ等において、宗教に対する國民一般の関心を一層高める様な資料を提供すること。
- 四) 少くとも日曜日の午前半日は専ら心を養ひ、宗教的情操を深めることに用いられるような社会的習慣を作ること。
- 五) 各宗教団体は、眞に強力な社会的教化活動を展開すると共に、幼稚園、日曜學校、託児所等を經營して、宗教的保育に努力し、夫々の年中行事を通じて、特に青少年の宗教的情操の培養をはかること。

## 家庭教育と宗教との関係

一、家庭は宗教的情操を涵養する基本的な場所であるから、家庭における宗教的感化を徹底すれば、学校および社会におけるその欠陥を補うことが出来るであろう。従つて、家庭における宗教的雰囲気は宗教々々育上特に重要視されるべきであらう。

二、家庭における両親の宗教的態度は、その子女に直接重大な影響を及ぼすものであるから、両親の宗教的態度を養成せしめ、同時に努力すると共に宗教に対する正しい理解を以て子女の宗教心を啓蒙することには留意しなければならぬ。但し、家庭においても信教の自由はあくまで尊重されるべきである。

三、両親はその子女が日曜学校その他の宗教的行事に参加するよう奨励すると共に、彼等が宗教的感化を受ける機会を多くするよう留意しなければならぬ。

かように、宗教々々の問題は、学校、社会および家庭に亘り、社会全体の広汎な領域における重要な地位を占め、しかも国民全体の福祉、並びにその精神生活ならびに文化生活に關係する所極めて重大であり、且つすでに國會におき、通過せる宗教的情操教育に關する決議に鑑み、政府はあくまで、信教の自由を尊重すると共に、常にこれら對して深甚の関心を拂ひ、少くとも右に列挙した諸事項のうち所管に屬するものの早急な実施に全力を傾倒せしめんとすることを切望して止まない。

第二十五回

建議事項

(昭和三年一月二二日建議)



所謂低俗文化の排除について、

(昭和二十三年一月三日  
第八回総合採択)

俗悪低級文化排除の問題は本来國民大衆の良識に俟つべきであ  
るから國民に対する教育の普及、教養の向上を図り國民自身  
が自らの判断によつてこれに接近しなくなるようにすることが理想的で  
あり政府はこの方面に向つて積極的の努力すべきであるが他面現下  
の状況が國民殊に青少年児童等に及ぼす悪影響に鑑み政府及び  
社会一般が可能な範囲で左のよ様な方策をとる事を期待する。

一、発行者、興行者、製作者等の団体を通じて関係者の自肅運動を  
を促すこと。

二、学校、青年團、P.T.A.その他の文化団体等に呼びかけ、低俗文化  
排除について広く要論を起すこと。

三、健全高尚な出版物興行等の普及発展運動についてはでき得る  
限り援助の途を講ずる。

四、興行場等については都市計畫的方法によつてその影響を最

小限度に止めるよう努力すること。

五、俗出版物については用紙割当停止等の措置をとること。

六、刑法の適用を嚴重に行つておぼつかぬ出版興行等を取締るとも  
にこの種行為に対し刑法による處罰及び追徴金の徴収等  
を徹底的に行うこと。

七、以上に云う低俗文化及びおぼつかぬ出版興行等の限界を判断し  
指導するために適當な機関を設け又健全高尚な出版興行等に  
ついて、その価値づけを行つてこれを奨励するための機関を設けるこ  
と。

第三十六回建議

(第八三回總會(二月一日)  
昭和三年一月十九日建議)

大學法試案要綱について

(昭和二十三年十一月十二日)  
教育刷新委員会第三回総会採択

試案中大学の目的(第一條)については学校教育法の規定によるべく又国立大学の権在地組織或は設置(第二條乃至第四條)は別に制定さるべき大学の設置に関する法律に於て、又大学の職員(第五條)は教育公務員に関する法律に於て、又学位(第十條)は、学位に関する法令又は大学基準に関する法令に於て、又財政については特に研究する必要があるから別に規定することとし、本案は主として「国立大学行政機関に関する法律」として立案されるを適當と考ふる。

第五 国立大学教育委員会

次に本委員会が決議した中央教育委員会とは別に国立大学に関する重要事項を審議決定するため国立大学教育委員会(「中央審議会」に相当するもの)をおく。

一 組織

二十名の国立大学教育委員会は左の通り構成される。

- (イ) 国立大学の選出によるもの七名(うち三名は国立大学長の選挙によるもの、他の四名は全国を教地区に分ち教授、助教授の選挙によるもの)

- (ロ) 日本學術会員の推せんによるもの二名
- (ハ) 衆議院文部委員会から任命されるもの二名
- (ニ) 参議院文部委員会から任命されるもの二名
- (ホ) 学識経験者のうちから国会の承認により文部大臣が任命するもの七名  
任期四年とする。但し重任を妨げない。
- 三、  
二、  
一、  
(イ) 大学教育に関する一般方針の決定
- (ロ) 大学の申出に基き大学の予算並びに大学の施設の改善に関する経費の配当について決定する。
- (ハ) 大学の申出に基き大学の授業料、検定料、入学金等に関し決定する。
- (ニ) 学部大学院並びに研究所の設置廃止について決定する。
- (ホ) 学長は当該大学が自ら定める方法により選定され候補者について決定する。
- (ヘ) 学部長は当該学部の教授中から教授会によつて選定された者につき当該大学長の申出に基き決定する。
- (ト) 学部長以外の部局長は評議会によつて選定されたものにつき、当該大学長

の申出にもせつき決定する。

(十) 教授、助教は教授会が選定した者について当該大学長の申出に基づき決定する。

(十一) 大学の申出に基づき大学の商議員及び評議員を決定する。

(十二) 大学の申出に基づき大学に入学する学生数を決定する。

#### 四 報酬

他の公務員として俸給を支給を受けない者には相当の報酬を与えるようにする。

#### 第二 商議会

各国立大学に、さきに本委員会が決議した商議会をおく(「監理委員会」に相当するもの)。

#### 一 構成

(一) 当該大学の全国的又は地方的事情を考慮して大学の申出に基づき国立大学教育委員会が決定するもの。

(二) 同窓会員のうちから大学の推薦により国立大学教育委員会が決定するもの。

(三) 大学の評議会が自ら定めた適当な方法により選出された教授職権により当該大学の長

商議員の員数は概ね五名乃至二十名の範囲に於て当該大学の組織及び規模に応じ伸縮性を有し且つその半数は、口の者を以て當てる。

#### 二 任期

四年とする。但し重任を妨げない。

#### 三 権限

商議会は左の事項につき審議勧告をする。

- (一) 予算案の作成
- (二) 授業料検定料、入学金等に関する金額及徴収方法
- (三) 学部大学院研究所の設置廃止
- (四) 大学の重要な施設の運営改善
- (五) 当該大学に入学すべき学生数
- (六) 其の他大学の組織及行政に関する一般方針

### 第三 学長

#### 一 選任

大学内外の適任者につき大学が自ら定める方法により選定した者に基づき、国立大学教育委員会が決定する。

#### 二 任期

三年乃至六年とし各大学に於て定める。但し、重任を妨げない。

#### 三 権限

学長は校務を掌り、所属職員を統督する。特に次のような権限を有する。

- (イ) 国立大学教育委員会が決定した事項の処理
- (ロ) 教授会又は評議会によつて定められた一般方針の運営
- (ハ) 商議会が勧告した事項の処理
- (ニ) 学部長その他の部局長、教授、助教授の任命につき、教授会又は評議会との議を経、申出ること
- (ホ) その他の職員を任免し又は任免につき申出ること
- (ホ) 適当な経理組織の保持及び年度予算の作成

- (ハ) 学籍簿及び記録の適当なる制度の保持
- (ト) 国立大学教育委員会商議会及び文部省に対し、年度報告を書面により提出すること

#### 第四 教授会及び評議会

##### 教授会

#### 一 構成

学部長(単科大学に於ては学長)及び全教授を以て構成する。必要により助教授その他の職員を加えることが出来る。

#### 二 権限

学部の組織及び行政に関し、学術及び経済両面の一般方針を定め、特に次のような事項を審議する。

- (イ) 学部長、教授又は助教授として推薦すべき候補者の選定
- (ロ) 教育及び研究に関する施設の設置及び廃止に関する答申
- (ハ) 学生の入学及び卒業の認定
- (ニ) 入学を許可する学生数に関する答申

- (イ) 学科の種目及び編成、専攻科目、教授方法に関する方針の決定
- (ロ) 学生の健康、福祉及び指導機関に関する方針の決定
- (ハ) 学生団体及び体育を含む学生の活動に関し、正當に選挙せられ学生代表者と協力しその方針を決定すること
- (ニ) その他学部的重要事項

評議会

教員教員部等並びに学生及び評議会を置くこととする

一 構成

学長、学部長、学部から選ばれに教授若干名を以て組織する。必要により研究所長その他の職員を加えることか定める

二 権限

大学全体の組織及び行政に関し學術及び經濟の両面の一般方針を定める  
特に次のようは事項を審議する

- (イ) 学部、大学院、研究所等の設置廢止
  - (ロ) 学部に於ける学科及び講座の設置及び廢止
  - (ハ) 学部長以外の部局長として推薦すべき候補者の選定
  - (ニ) 学長として推薦すべき候補者選定に関する規則の制定
  - (ホ) 大学内部の規則の制定
  - (ヘ) 国立大学教育委員会決定した事項及び商議会からの勧告のあつた事項
  - (ト) 其他大学全般に共通する重要な事項
- 評議会を設けない大学に於ては評議会の権限は教授会が行う

第二十七回建議事項

第八七回總會（一月一四日）  
昭和二十四年一月十八日建議

二年又は三年制の大学について（昭和二十四年一月一四日  
教育刷新委員会  
第八七回總會採択）

- 大学設置委員会における新制大学申請校の審査の状況に鑑み、暫定措置として、次の案件のもとに二年又は三年制大学を設けることができる。
- (一) 二年又は三年制大学には、四年制大学とは異つた名称（例えば短期大学）を附すること。
  - (二) 前記の大学は、完成教育として、その基準を定めること。
  - (三) 特別の場合には、四年制大学は、前記の大学の卒業生を、その履修課程を考慮し、又は試験の上、適当な学年にこれを編入することができること。
  - (四) 二年制大学に対し、後期二年のみの大学を設け、また、二年制大学が旧制高等学校の温存となるようなことは認められないこと。

第二十七回建設事項

(第八七回委員会(一月一四日)  
昭和二十四年一月十八日開催)

二年又は三年制の大学について

(昭和二十四年一月一四日  
教育委員会(第八七回委員会採擇)

大学設置委員会における新制大学申請校の審査の状況に鑑み、  
として、次の条件のもとに二年又は三年制大学を設けること

- (一) 二年又は三年制大学には、四年制大学とは異つた名称(一  
学)を付すること。
- (二) 前期の大学は、完成教育として、その課程を定めること。  
特別の場合には、四年制大学校、前期の大学の卒業生、  
程を考慮し、又は試験の上、適當な学年にこれを編入すること  
る。
- (三) 二年制大学に対し、後期二年のみの大学を設け、また、二年制大学  
旧制高等学校の温存となるようなこととは認められないこと。